

# 公益社団法人全国解体工事業団体連合会役員の報酬等に関する規程

平成 15 年 3 月 28 日制定  
平成 23 年 3 月 18 日改正  
平成 24 年 3 月 16 日改正

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）の役員の報酬等について定める。

## (定義)

第 2 条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 この規程において常勤役員とは、役員のうち、全解工連事務局を主たる勤務場所とし、週 3 日以上出勤する者をいう。
- 3 この規程において非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 4 この規程において報酬等とは、全解工連の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、名称の如何を問わない。
- 5 この規程において費用とは、全解工連の役員としての職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、通勤手当、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第 3 条 全解工連は、定款第 28 条第 1 項に基づき、常勤の役員及び非常勤であっても正会員以外の中から選任された役員（以下「員外理事」又は「員外監事」という。）に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 役員に、役員賞与は支給しない。
- 3 常勤の役員の退職に当たっては、別表第 2 に基づき、退職慰労金を支給することができる。

## (報酬額)

第 4 条 常勤の理事の報酬は、別表第 1 に基づき、会長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 非常勤の員外理事の報酬は、全解工連の理事会に 1 回出席するごとに、2 万円とする。
- 3 非常勤の員外監事の報酬は、監事が協議して決定する。

## (日割計算)

第 5 条 新たに常勤役員に就任した者に対しては、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職又は解任若しくは死亡したときは、その日までの報酬を日割計算し支給する。
- 3 日割計算は、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とする。
- 4 日割計算で 1 円未満の端数が発生したときは、1 円に切り上げる。

## (報酬の支給日等)

第 6 条 報酬の支給日、支給方法及び社会保険等の控除額等は、別に定める事務局職員を対象とする給与規程に準じる。

## (退職慰労金)

第 7 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給する。

- 2 死亡により退任した者については、その者の遺族に支払うものとする。この場合の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第 42 条乃至 45 条の規定を準用する。
- 3 退職慰労金は、当該役員の報酬月額に別表第 2 の支給率を乗じた額とする。

- 4 在任期間は、委任の日から退職の日までとし、月割計算とする。ただし、1か月に満たない端数は1箇月に切り上げる。
- 5 退職慰労金の計算において、百円未満の端数が生じたときは、百円に切り上げる。

(費用)

第8条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員から請求のあった日から遅滞なく支払う。また、前払いを要するものについては前もって支払う。

- 2 常勤役員には、通勤手当を支給する。計算方法等については、事務局職員を対象とする規程に準じる。

(公表)

第9条 全解工連は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成13年5月1日に遡って施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会の設立登記のあった日から施行する。ただし、第4条第2項については、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員俸給表

号俸	金額 (円)	号俸	金額 (円)
1	300,000	6	550,000
2	350,000	7	600,000
3	400,000	8	650,000
4	450,000	9	700,000
5	500,000	10	750,000

別表第2 常勤役員退職慰労金支給率表

勤続年数 (年)	支給率	勤続年数 (年)	支給率
1	0.7	12	10.0
2	1.0	13	11.0
3	1.5	14	12.0
4	2.0	15	13.0
5	3.0	16	14.0
6	4.0	17	15.0
7	5.0	18	16.0
8	6.0	19	17.0
9	7.0	20	18.0
10	8.0	20年以上	1年につき、0.5を加える
11	9.0		